

公立大学法人宮崎公立大学教育研究審議会規程

平成19年4月1日  
規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学定款（以下「定款」という。）第21条第1項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教育研究審議会は、定款第23条に掲げる事項を審議する。

(招集)

第3条 教育研究審議会は、宮崎公立大学学長（以下「学長」という。）が前条の事項について審議する必要があると認めるときに、招集する。

(組織)

第4条 教育研究審議会は、定款第21条第2項に規定する者をもって構成する。

(委員以外の者の出席)

第5条 学長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議長)

第6条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事録)

第7条 教育研究審議会の議事については、議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第8条 教育研究審議会の庶務は、学務課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。